

平成31年美浦村告示第52号

平成31年第1回美浦村議会臨時会を次のとおり招集する。

平成31年4月22日

美浦村長職務代理者
美浦村職員 平野 芳弘

記

1. 期 日 平成31年4月26日
2. 場 所 美浦村議会議場
3. 付議事件
 - (1) 議長選挙について
 - (2) 議席の指定について
 - (3) 副議長選挙について
 - (4) 常任委員の選任について
 - (5) 議会運営委員の選任について
 - (6) 江戸崎地方衛生土木組合議会議員の選挙について
 - (7) 稲敷地方広域市町村圏事務組合議会議員の選挙について
 - (8) 龍ヶ崎地方衛生組合議会議員の選挙について
 - (9) 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の補欠選挙について
 - (10) 専決処分の承認を求めることについて
(美浦村税条例の一部を改正する条例について)
 - (11) 専決処分の承認を求めることについて
(美浦村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について)
 - (12) 監査委員の選任について
 - (13) 監査委員の選任について

平成31年第1回美浦村議会臨時会会期日程

期 日	曜日	時 刻	議 事 内 容
4月26日	金	午前10時	<p style="text-align: right;">(開会)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○本会議 ・仮議席の指定 ・議長選挙 ・議席の指定 ・副議長選挙 ・議席の一部変更 ・常任・議会運営委員の選任 ・各一部事務組合議会議員選挙 ・広域連合議会議員補欠選挙 ・議案上程、提案理由説明、質疑、討論、採決 <p style="text-align: right;">(閉会)</p>

**平成31年第1回
美浦村議会臨時会会議録 第1号**

平成31年4月26日 開議

議案

(その1)

仮議席の指定について

議長選挙について

(その2)

議席の指定について

会議録署名議員の指名

会期決定の件

副議長選挙について

議席の一部変更について

常任委員の選任について

議会運営委員の選任について

江戸崎地方衛生土木組合議会議員の選挙について

稲敷地方広域市町村圏事務組合議会議員の選挙について

龍ヶ崎地方衛生組合議会議員の選挙について

茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の補欠選挙について

(議案上程・提案理由の説明・質疑・討論・採決)

議案第1号 専決処分の承認を求めることについて

(美浦村税条例等の一部を改正する条例)

議案第2号 専決処分の承認を求めることについて

(美浦村国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

議案第3号 監査委員の選任について

議案第4号 監査委員の選任について

閉会中の所管事務調査について

1. 出席議員

1番	下村	宏君	2番	山崎	幸子君
3番	北出	攻君	4番	松村	広志君
5番	葉梨	公一君	6番	小泉	嘉忠君
7番	塚本	光司君	8番	岡沢	清君
9番	飯田	洋司君	10番	林	昌子君

11番 小泉輝忠君

12番 沼崎光芳君

1. 欠席議員

なし

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者

村	長	中島	栄君
教	育	糸賀	正美君
総	務	平野	芳弘君
保	健	吉田	正己君
経	済	山口	栄美君
教	育	木鉛	昌夫君
総	務	青野	克美君
企	画	菅野	眞照君
税	務	高橋	利夫君
収	納	柳堀	浩君
住	民	嶋	洋子君
会	計	濱田	勘木君
福	祉	吉原	克彦君
健	康	藤田	良枝君
国	保	鈴木	章君
都	市	吉田	公一君
経	済	木村	光之君
生	活	圓城	達也君
上	下	埜口	哲雄君
学	校	小山	久登君
子	育	福田	浩子君
生	涯	栗山	和男君
幼	稚	坂本	千寿子君
大	谷	保科	八千代君
木	原	永井	弘子君

1. 本会議に職務のため出席した者

議	会	事	務	局	長	岡	澤	光	一
書					記	木	村	弘	子
書					記	高	松	良	幸

○**議会事務局長（岡澤光一君）** おはようございます。

議会事務局長の岡澤です。

本臨時会は、美浦村議会議員一般選挙後初めて招集された議会でございますので、まだ議長が決まっておりません。

したがって、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第 107 条の規定により、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

本日、出席されている議員の中で、小泉嘉忠議員が年長議員であります。

議長選挙終了まで臨時議長の職務を務めていただきます。

ここに年長の小泉嘉忠議員をご紹介します。

小泉嘉忠議員、臨時議長席へお着きください。

[小泉嘉忠君 議長席に着く]

○**臨時議長（小泉嘉忠君）** おはようございます。

ただいま紹介されました小泉嘉忠です。

地方自治法第 107 条の規定により、議長の選挙が終わるまでの間、臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしく願いいたします。

本日、広報取材のため議場での写真撮影を許可しておりますのでご了承願います。

○**臨時議長（小泉嘉忠君）** まず、会議を始める前に、今回の選挙で当選されました職員と執行部は初対面の方もございますので、簡単に自己紹介をお願いいたします。

それでは、北出 攻君お願いします。

○**議員（北出 攻君）** 初当選をいたしました北出 攻でございます。

これからですね、議員として美浦村発展のために頑張っていきたいとこのように考えておりますので、執行部の皆様よろしくお願いを申し上げます。

○**臨時議長（小泉嘉忠君）** 次に、松村広志君。

○**議員（松村広志君）** おはようございます。

2 期目に議員として働かせていただきます松村です。よろしく願いいたします。以上です。

○**臨時議長（小泉嘉忠君）** 次に、葉梨公一君。

○**議員（葉梨公一君）** 葉梨公一です。

前期に引き続き、どうぞよろしくお願いします。

○**臨時議長（小泉嘉忠君）** 次に、塚本光司君。

○**議員（塚本光司君）** おはようございます。

3 期目、一生懸命まいりますので、皆様とご協力しながらいきたいと思っております。

○**臨時議長（小泉嘉忠君）** 次に、岡沢 清君。

○**議員（岡沢 清君）** おはようございます。

別に、3期目に入ったからといって、特別な方針とかはありません。今まで通り続けさせてもらいたいと思いますので、よろしくお願いします。

○臨時議長（小泉嘉忠君） 次に、飯田洋司君。

○議員（飯田洋司君） 3期目、飯田です。

初心忘れず3期目も努力していきたいと思いますので、皆さんよろしくお願いします。

○臨時議長（小泉嘉忠君） 次に、山崎幸子君。

○議員（山崎幸子君） 3期目当選させていただきました山崎幸子です。

これからも女性の視点で村政をよくしていきたいと思いますので、今後ともよろしくお願いします。

○臨時議長（小泉嘉忠君） 次に、下村 宏君。

○議員（下村 宏君） 4期目になります。

どうぞ皆さんよろしくお願いします。

○臨時議長（小泉嘉忠君） 次に、林 昌子君。

○議員（林 昌子君） 5期目に当選をさせていただきました林 昌子と申します。

初心に戻りまして、しっかりと地域住民のために働いてまいる所存でございます。執行部の皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

○臨時議長（小泉嘉忠君） 次に、小泉輝忠君。

○議員（小泉輝忠君） 5期目当選をさせていただきました小泉です。

選挙戦を通じて感じたことを村政へ努力していきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

○臨時議長（小泉嘉忠君） 次に、沼崎光芳君。

○議員（沼崎光芳君） 6期目当選をさせていただきました沼崎でございます。

これからですね、最古参ということでございますので、議会のほうをしっかりとめながらやっていきたいと思います。よろしくお願いします。

○臨時議長（小泉嘉忠君） 最後に私、小泉嘉忠でございます。

よろしくお願いいたします。

○臨時議長（小泉嘉忠君） ここで、村長より発言を求められておりますのでこれを許します。

村長。

○村長（中島 栄君） 改めまして、おはようございます。平成31年第1回美浦村議会臨時会にご参集、大変ご苦労さまでございます。

春の装いを木々の若葉に感じられる過ごしやすい季節となってまいりました。村内の水田も田植え前の作業が日々忙しく行われている様子が見受けられます。

そんな中、あすから10日間の大型連休に入ります。平成から令和へと元号が引き継がれる。日本国の今上天皇が退位され、新たに新天皇が即位される節目となる礼正殿でありま

す。5月1日の前後も国民も祝う休日として設けられました。

そんな節目の今年度、美浦村議会が定数に削減や自主解散を行うなど、議会改革が多くの市町村に影響を与えました。先週の統一選挙において、美浦村議会議員として村民の付託に応えられ見事当選を果たされました皆様に対して、改めましてお祝い申し上げます。

村政をつかさどるにあたり、議会と執行部は車の両輪との例があるように、村民による村民のための村政をともに進めてまいりましょう。

本日の臨時会におきましては、美浦村議会の新たな正副議長の選出、議席の指定、市町村で構成する一部事務組合議員の選出など、これから4年間美浦村議会として村民の公共に供する役割を担っていただく重要な職務であります。

議案では、議案第1号、2号で専決処分の承認を求めることについてが2件、議案第3号、4号で監査委員の選任についてが2件の4件を審議いただくことになります。議会と執行部が村民の安全安心はもとより、日々の暮らしの向上に資するため鋭意努力を重ね、ともに協力してまいりたいと考えております。

議員各位のご健勝でのご活躍を心よりご祈念申し上げ、臨時会の挨拶といたします。

○臨時議長（小泉嘉忠君） 続いて、執行機関の職員を各部長よりご紹介いたします。

〔総務部長・総務部課長等 前に整列〕

○総務部長（平野芳弘君） 総務部の課長を紹介いたします。

私、総務部長の平野です。よろしくお願ひいたします。ことしで2年目になります。

課長はそれぞれ自己紹介でいきますので、よろしくお願ひいたします。それから、総務部としましては5課ですけれども、部外で会計課と議会事務局も総務部とあわせてご紹介いたします。

それでは、総務課長よりお願ひいたします。

○総務課長（青野克美君） 改めましておはようございます。

総務課長の青野でございます。昨年までは議会事務局ということで大変お世話になりました。今年度は違う立場ということで、またよろしくお願ひしたいと思ひます。

○企画財政課長（菅野眞照君） おはようございます。

企画財政課長の菅野でございます。2年目になりますが、これから様々な課題に向かつてまいりたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

○税務課長（高橋利夫君） 税務課長の高橋と申します。2年目になります。これからもよろしくお願ひいたします。

○住民課長（嶋 洋子君） おはようございます。

住民課長の嶋です。私も課長になりまして2年目になりますが、住民サービスに努めてまいりたいと思ひますので、今後ともよろしくお願ひいたします。

○会計課長（濱田勘木君） おはようございます。

会計課の濱田と申します。公金の適正管理に努めていきたいと考えております。よろし

くお願いいたします。

○**収納課長（柳堀 浩君）** おはようございます。

収納課長の柳堀と申します。初めての課長職でございますが、しっかりとよい仕事をしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○**議会事務局長（岡澤光一君）** 議会事務局、岡沢です。

改めまして、よろしくお願いいたします。

○**総務部長（平野芳弘君）** それでは、よろしくお願いいたします。

○**保健福祉部長（吉田正己君）** 保健福祉部、お願いします。

〔保健福祉部 前に整列〕

○**保健福祉部長（吉田正己君）** それでは、保健福祉部をご紹介します。

課長より自己紹介をさせていただきますので、よろしくお願いしたいと思います。

保健福祉部長の吉田でございます。よろしくお願いいたします。2年目でございます。

うちの部は3課ありまして、非常勤職員を含めると総勢36名になります。36名で各課連携しまして、村人の皆様の生活支援と健康増進を目標に事業を進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、各課長よりお願いいたします。

○**福祉介護課長（吉原克彦君）** おはようございます。

福祉介護課長の吉原でございます。ことしで3年目になります。何とぞよろしくお願いいたします。

○**健康増進課長（藤田良枝君）** おはようございます。

4月から健康増進課の課長になりました藤田と申します。よろしくお願いいたします。保健センター——本当に久しぶりの保健センターになります。

改めまして、皆さんにはご協力をいただきながら、健康増進を進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○**国保年金課長（鈴木 章君）** おはようございます。

国保年金課、鈴木でございます。私の課では国民健康保険、後期高齢者医療——これは医療保険、国民年金、マル福——医療福祉費の助成、こちらの四つの業務を主に所管しております。よろしくお願いいたします。

○**保健福祉部長（吉田正己君）** それでは、皆さんよろしくお願いいたします。

〔経済建設部 前に整列〕

○**経済建設部長（山口栄美君）** おはようございます。

経済建設部、私を含めまして2名の方がかわっております。

また、課長のほうから一言御挨拶をいただきたいと思っておりますので——ことし4月から経済建設部長になりました山口と申します。

一生懸命やらさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○**都市建設課長（吉田公一君）** 都市建設課長を仰せつかっております吉田と申します。

今年で3年目になります。どうぞよろしく願いいたします。

○**経済課長（木村光之君）** 改めまして、おはようございます。

4月より経済課長・農業委員会事務局長を仰せつかりました木村でございます。農業関係・商工観光関係を担当します。よろしく願いいたします。

○**生活環境課長（圓城達也君）** 昨年に引き続きまして、生活環境課長を務めさせていただきまます圓城でございます。よろしく願いいたします。

○**上下水道課長（埜口哲雄君）** おはようございます。

昨年に引き続き、上下水道課を担当させていただきます埜口と申します。どうぞよろしく願いいたします。

○**経済建設部長（山口栄美君）** よろしく願いいたします。

[教育委員会 前に整列]

○**教育次長（木鉛昌夫君）** それでは、改めましておはようございます。

また、議員の皆様、おかえりなさいませ。教育委員会のほうで自己紹介をさせていただきます。一人ずつ同じようにさせていただきますので、よろしく願いいたします。

私、4月から教育次長を拝命いたしました木鉛でございます。管理職の出発は、私は議会事務局長です。議員の皆様にも色々教えていただきまして、ここまで努めてまいりました。

教育委員会に行きましても、皆様の教えを思い出しながら一生懸命頑張りたいと思えます。よろしく願いいたします。

○**学校教育課長（小山久登君）** おはようございます。

4月より学校教育課長を命ぜられました小山でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○**生涯学習課長（栗山和男君）** おはようございます。

私も4月から生涯学習課長・中央公民館長を拝命いたしました栗山と申します。今後ともよろしく願いいたします。

○**子育て支援課長（福田浩子君）** おはようございます。

4月から子育て支援課長に就任しました福田です。子育て世代と向き合って頑張っていきたいと思えます。どうぞよろしく願いいたします。

○**幼稚園長（坂本千寿子君）** おはようございます。

きょう、園のほうではPTAの総会。新たなスタートを切っております。私も今年度もまた改めて頑張っていきたいと思えます。

幼稚園の坂本です。どうぞよろしく願いいたします。

○**大谷保育所長（保科八千代君）** おはようございます。

大谷保育所所長の保科です。私も2年目になりました。今年度も、美浦村の未来を担う子供たちの子育ての支えになれたらと思っております。よろしく願いいたします。

○**木原保育所長（永井弘子君）** おはようございます。

昨年から引き続きまして、木原保育所所長になりました永井です。子供たちのために頑

張りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○教育次長（木鉛昌夫君） それでは、教育委員会、よろしくお願いいたします。

午前10時24分 開会・開議

○臨時議長（小泉嘉忠君） ただいまの出席議員は12名です。

これより、平成31年第1回美浦村議会臨時会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

○臨時議長（小泉嘉忠君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりいたします。

○臨時議長（小泉嘉忠君） 議事日程第1に入ります。

日程第1 仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいまの着席の議席といたします。

○臨時議長（小泉嘉忠君） 日程第2 これより、議長選挙を行います。

選挙は投票にて行います。

議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○臨時議長（小泉嘉忠君） ただいまの出席議員は12名です。

次に立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に2番議員 北出 攻君、3番議員 松村 広志君、4番議員 葉梨公一君を指名いたします。

投票用紙を配付いたさせます。

事務局。

〔投票用紙配布〕

○臨時議長（小泉嘉忠君） 念のため申し上げます。

投票は単記無記名です。

投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（小泉嘉忠君） 配付漏れなしと認めます。

投票場を点検いたさせます。

事務局。

〔投票箱点検〕

○臨時議長（小泉嘉忠君） 異状なしと認めます。

これより投票を行います。

2番議員から順番に投票願います。

[各議員投票]

○臨時議長（小泉嘉忠君） 投票漏れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○臨時議長（小泉嘉忠君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

2番議員 北出 攻君、3番議員 松村広志君、4番議員 葉梨公一君、開票の立ち会いをお願いいたします。

[開票]

○臨時議長（小泉嘉忠君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 12 票

有効投票 12 票

無効投票ゼロです。

有効投票のうち、下村 宏君 8 票

小泉輝忠君 4 票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は 3 票です。

よって、下村 宏君が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

○臨時議長（小泉嘉忠君） ただいま議長に当選されました下村 宏君が議場におられますので、本席から会議規則第 33 条第 2 項の規定により、当選の告知をいたします。

議長に当選されました下村 宏君に御挨拶をお願いいたします。

[9番 下村 宏君 登壇]

○9番（下村 宏君） ただいまは、多くの議員の推挙いただき議長に当選をさせていただきました下村 宏です。どうぞよろしくお願いをいたします。3年7カ月にわたって前沼崎議長が議会の取りまとめ、すばらしい運営をしてくれました。そのあとを引き継ぐということで、大変緊張しております。私にとっては、3年8カ月ぶりの議長就任というわけであります。美浦村と美浦村に住む皆さんの満足度を上げていくというようなことが、これからは必要になってくると思います。議会と執行部が一体となって、一生懸命努力をしていきますので、皆様方の御協力、よろしくお願いをいたします。

○臨時議長（小泉嘉忠君） これで、臨時議長の職務を終了いたしました。

議長と交代いたします。御協力ありがとうございました。

下村 宏君、議長席にお着き願います。

[9番 下村 宏君 議長席に着く]

○議長（下村 宏君） それでは、これより、議事日程第1 その2に入ります。

日程第1 議席の指定についてを議題にいたします。

議席の指定を行います。会議規則第4条第1項の規定により、議長において指定をいたします。

それでは、議席番号並びに氏名を議会事務局長に朗読をいたさせます。

議会事務局長 岡澤君。

〔議会事務局長 岡澤光一君 登壇〕

○議会事務局長（岡澤光一君） それでは、議席番号並びに氏名を朗読いたします。

- 1番 下村 宏 議長
 - 2番 北出 攻 議員
 - 3番 松村 広志 議員
 - 4番 葉梨 公一 議員
 - 5番 小泉 嘉忠 議員
 - 6番 塚本 光司 議員
 - 7番 岡沢 清 議員
 - 8番 飯田 洋司 議員
 - 9番 山崎 幸子 議員
 - 10番 林 昌子 議員
 - 11番 小泉 輝忠 議員
 - 12番 沼崎 光芳 議員
- 以上です。

○議長（下村 宏君） 日程第2 会議録署名議員の指名を行います——済みません、戻ります。

ただいま朗読をしたとおり、議席を指定いたします。

議席の移動をお願いいたします。

〔議席の移動〕

○議長（下村 宏君） 続いて、日程第2 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第127条の規定により、次の3名を指名いたします。

- 6番議員 塚本 光司 君
 - 7番議員 岡沢 清 君
 - 8番議員 飯田 洋司 君
- 以上を指名いたします。

○議長（下村 宏君） 日程第3 会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期を本日1日限りとしたいが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日1日限りと決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第4 これより、副議長選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定をいたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することとしたいが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

副議長に山崎幸子君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議長が指名いたしました山崎幸子君を副議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

山崎幸子君が副議長に当選をされました。

ただいま当選されました山崎幸子君が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

副議長に当選をされました山崎幸子君にご挨拶をお願いいたします。

〔9番 山崎幸子君 登壇〕

○9番（山崎幸子君） ただいま副議長を……副議長として推挙されました山崎幸子でございます。議長を補佐し一生懸命頑張ってまいりたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○議長（下村 宏君） 会議の途中でございますが、ここで暫時休憩といたします。

午前10時42分 休憩

午前11時08分 開議

○議長（下村 宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○議長（下村 宏君） 日程第5 議席の一部変更についてを議題といたします。

議席の一部変更を行います。

会議規則第4条第3項の規定により、議席の一部変更をいたします。

議会事務局長に議席番号並びに氏名を朗読いたさせます。

議会事務局長 岡澤君。

〔議会事務局長 岡澤光一君 登壇〕

○議会事務局長（岡澤光一君） それでは、議席番号並びに氏名を朗読いたします。

- 1番 下村 宏 議長
- 2番 山崎 幸子 副議長
- 3番 北出 攻 議員
- 4番 松村 広志 議員
- 5番 葉梨 公一 議員
- 6番 小泉 嘉忠 議員
- 7番 塚本 光司 議員
- 8番 岡沢 清 議員
- 9番 飯田 洋司 議員
- 10番 林 昌子 議員
- 11番 小泉 輝忠 議員
- 12番 沼崎 光芳 議員

以上です。

○議長（下村 宏君） ただいま、朗読をしたとおり議席を一部変更をいたします。

議席の移動をお願いいたします。

〔議席移動〕

○議長（下村 宏君） 日程第6 常任委員の選任を行います。

お諮りいたします。

常任委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、お手元に配付をいたしました名簿のとおり指名したいと思います。

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、常任委員はお手元に配付しました名簿のとおり選任することに決定をいたしました。

会議の途中でありますが、暫時休憩といたします。

ただいま選任をいたしました各常任委員の方々は、休憩中直ちに正副委員長長の互選を行

い、その結果の報告をお願いします。

総務経済委員会は、議員控室。

厚生文教委員会は、委員会室にて招集をいたします。

よろしく願いをいたします。

午前11時11分 休憩

午前11時24分 開議

○議長（下村 宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほど各常任委員会が開催され、各正副委員長が互選されましたので、その結果を報告いたします。

総務経済委員会では、委員長に塚本光司君、副委員長に北出 攻君。

厚生文教委員会では、委員長に林 昌子君、副委員長に小泉嘉忠君。

以上となります。

○議長（下村 宏君） 日程第7 議会運営委員の選任を行います。

お諮りいたします。

議会運営委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、お手元に配付しました名簿のとおり指名したいと思います。

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会はお手元に配付しました名簿のとおり選任することに決定をいたしました。

会議の途中ではございますが、暫時休憩といたします。

ただいま選任されました議会運営委員は、休憩中直ちに正副委員長を互選し、結果を報告を願います。

議会運営委員会を議員の控室にて招集をいたしますので、よろしく願いをいたします。

午前11時26分 休憩

午前11時31分 開議

○議長（下村 宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議会運営委員会において、正副委員長が互選されました。その結果を報告をいたします。

委員長に沼崎光芳君、副委員長に林 昌子君。

以上であります。

○議長（下村 宏君） 日程第8 江戸崎地方衛生土木組合議会議員の選挙を行います。

本件は、江戸崎地方衛生土木組合同規約第5条第1項及び第2項の規定により、議員2名を選挙するものです。

お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いを。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定をいたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いを。

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

江戸崎地方衛生土木組合同議会議員に、沼崎光芳君、小泉輝忠君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名をいたしました沼崎光芳君、小泉輝忠君を江戸崎地方衛生土木組合同議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名をいたしました沼崎光芳君、小泉輝忠君が江戸崎地方衛生土木組合同議会議員に当選をされました。

ただいま、江戸崎地方衛生土木組合同議会議員に当選されました沼崎光芳君、小泉輝忠君が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

○議長（下村 宏君） 日程第9 稲敷地方広域市町村圏事務組合同議会議員の選挙を行います。

本件は、稲敷地方広域市町村圏事務組合同規約第5条第1項及び第2項の規定により、議員2名を選挙するものです。

お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思いを。

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定をいたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにしたと思います。
ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

稲敷地方広域市町村圏事務組合議会議員に林 昌子君、塚本光司君を指名いたします。
お諮りいたします。

ただいま議長が指名をいたしました林 昌子君、塚本光司君を稲敷地方広域市町村圏事務組合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名をいたしました林 昌子君、塚本光司君が稲敷地方広域市町村圏事務組合議会議員に当選をされました。

ただいま、稲敷地方広域市町村圏事務組合議会議員に当選をされました林 昌子君、塚本光司君が議場におられますので、本席から会議規則第 33 条第 2 項の規定により、当選の告知をいたします。

○議長（下村 宏君） 日程第 10 龍ヶ崎地方衛生組合議会議員の選挙を行います。

本件は、龍ヶ崎地方衛生組規約第 5 条第 1 項及び第 2 項の規定により、議員 2 名を選挙するものです。

お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により指名推選にしたいと思います。

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定をいたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにしたと思います。

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

龍ヶ崎地方衛生組合議会議員に、小泉嘉忠君、北出 攻君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名をいたしました小泉嘉忠君、北出 攻君を龍ヶ崎地方衛生組合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名をいたしました小泉嘉忠君、北出 攻君が龍ヶ崎地方衛生組合議会議員に当選をされました。

ただいま龍ヶ崎地方衛生組合議会議員に当選されました小泉嘉忠君、北出 攻君が議場におられますので、本席から会議規則第 33 条第 2 項の規定により、当選の告知をいたします。

○議長（下村 宏君） 日程第 11 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の補欠選挙を行います。

本件は、茨城県後期高齢者医療広域連合規約第 8 条第 3 項の規定により、議員 1 名を選挙するものです。

お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により指名推選にしたいと思います。

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定をいたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員に、飯田洋司君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議長が指名をいたしました飯田洋司君を茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名をいたしました飯田洋司君を、茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選をされました。

ただいま、茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました飯田洋司君が議場におられますので、本席から会議規則第 33 条第 2 項の規定により、当選の告知をいたします。

○議長（下村 宏君） 日程第 12 議案第 1 号 専決処分の承認を求めることについて（美浦村税条例等の一部を改正する条例）及び日程第 13 議案第 2 号 専決処分の承認を求めることについて（美浦村国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を一括議題とい

たします。

提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（中島 栄君） それでは、議案第 1 号及び議案第 2 号の専決処分の承認を求めることについて、一括してご説明申し上げます。

初めに、議案第 1 号 専決処分の承認を求めることについて（美浦村税条例等の一部を改正する条例）につきましてご説明申し上げます。

議案書の 13 ページをお開きいただきたいと思います。

本案は、美浦村税条例等の一部を改正する条例について、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分を行いましたので、同条第 3 項に基づきこれを報告し、ご承認をお願いするものであります。この専決処分を行った美浦村税条例等の一部を改正する条例につきましては、現下の社会経済情勢等を踏まえ、経済の好循環をより確かなものとし、地方創生を推進する等の観点から、地方税法等の一部を改正する法律が平成 31 年 3 月 29 日に公布され、平成 31 年 4 月 1 日から施行されること等に伴い、美浦村税条例等の一部に改正が生じたため専決処分を行ったものであります。

当該条例等の主な改正内容でございますが、個人住民税につきましては、本年 10 月 1 日以降消費税の引き上げによる住宅取得等にかかわる需要変動の平準化を図るため令和 2 年 12 月 31 日までの住宅取得等に限り住宅ローン控除の適用期間を 3 年間延長し、当該期間を 13 年とするほか子供の貧困に対応するため、児童扶養手当の支給を受けている未婚のひとり親で前年の合計所得金額が 135 万円以下のものに対して、令和 3 年度より個人住民税の非課税措置を講ずるものでございます。

軽自動車税につきましては、消費税の引き上げによる負担感を緩和するため本年 10 月 1 日から令和 2 年 9 月 30 日までの間に取得した軽自動車について環境性能割の税率を 1 % 分軽減するとともに、令和 3 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの間に新車登録した軽自動車について、種別割のグリーン化特例の適用対象を電気自動車等に限定するものでございます。

なお、当該条例改正に関する新旧対照条文につきましては、お手元に配付のとおりとなっております。

続きまして、議案第 2 号 専決処分の承認を求めることについて（美浦村国民健康保険税条例の一部を改正する条例）につきましてご説明申し上げます。

議案書の 27 ページをお開きいただきたいと思います。

この案件は、美浦村国民健康保険税条例の改正について、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、専決処分を行いましたので、同条第 3 項に基づきこれを報告し、承認をお願いするものであります。

この専決処分を行った美浦村国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法施行令等の一部を改正する政令が平成 31 年 3 月 29 日に公布され、平成 31 年 4 月

1日から施行されたことにより、地方税法等に準ずる本村美浦村国民健康保険税条例に改正が生じ、議会を招集する時間的余裕がなかったことから専決処分を行ったものであります。

なお、当該条例改正に関する新旧対照条文につきましては、お手元に配付のとおりとなっております。

それではご説明を申し上げます。

議案書の28ページをお開きいただきたいと思います。

第2条につきましては、基礎課税額にかかわる課税限度額を58万円から61万円に引き上げるものでございます。

第21条につきましては、低所得者世帯の国民健康保険税減額措置の対象を拡大するために、軽減判定所得の算定方法を変更するものでございます。

また、この条例は平成31年度分以降の国民健康保険税について適用するものでございます。

以上、議案第1号及び議案第2号の専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げました。

ご審議の上ご承認いただきますよう、よろしくお願いをいたします。

○議長（下村 宏君） 日程第12 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（美浦村税条例等の一部を改正する条例）の質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第13 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（美浦村国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
討論に入ります。
討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。
本案は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第 14 議案第 3 号 監査委員の選任についてを議題といたします。
提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（中島 栄君） それでは、議案第 3 号 監査委員の選任につきましてご説明申し上げます。

議案書の 29 ページをお開きいただきたいと思います。

本案は、平成 29 年 10 月より識見を有する者の中から選任される監査委員としてご尽力をいただいております殿岡勝夫監査委員が、平成 31 年 4 月 30 日をもちまして辞職する旨の辞職願を提出されたことに伴い、次期監査委員として椎名利夫氏を選任することについて、地方自治法第 196 条第 1 項の規定により同意を求めるものであります。

椎名利夫氏は、平成 27 年 10 月から議会選出の監査委員として職務についた経歴もあり、人格・識見豊かな方として監査委員に選任いたしたく、議会のご同意賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（下村 宏君） 質疑に入ります。
質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
討論に入ります。
討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。
本案は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第 15 議案第 4 号 監査委員の選任についてを議題といたします。

ここで、地方自治法第 117 条の規定により、岡沢 清君の退場を求めます。

〔8 番 岡沢 清君 退場〕

○議長（下村 宏君） 提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（中島 栄君） それでは、議案第 4 号 監査委員の選任につきましてご説明申し上げます。

議案書 30 ページをお開きいただきたいと思います。

本村監査委員の選任についてでございますが、議案第 3 号でご承認をいただきました、同委員でありました椎名利夫氏が本年 3 月 25 日の議会解散に伴い退任されましたので、その後任といたしまして岡沢 清氏を適任と考えますので、同氏を選任いたしたく議会の同意を求めるものでございます。

岡沢 清議員におかれましては、平成 23 年 9 月から美浦村議会議員として 3 期在職され、議会議員としての経験豊富でありますことを踏まえ、監査委員として適任者と考えますので、議会のご同意賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（下村 宏君） 質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

ここで、岡沢 清君の除斥を解き入場を許します。

〔8 番 岡沢 清君 入場〕

○議長（下村 宏君） 日程第 16 閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

議会運営委員会及び各常任委員会の委員長から、閉会中の所管事務調査について申し出がありました。

お諮りいたします。

本件は各委員長の申し出のとおり調査事項としたいが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認め、さよう決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 以上で、本臨時会に付議されました案件は全て終了をいたしました。

これで本日の会議を閉じます。

以上をもって、平成31年第1回美浦村議会臨時会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午前11時55分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

美浦村議会臨時議長 小 泉 嘉 忠

美浦村議会議長 下 村 宏

署 名 議 員 塚 本 光 司

署 名 議 員 岡 沢 清

署 名 議 員 飯 田 洋 司